

令和2年4月に小中学校新入学児童生徒のいる保護者、小中学校児童生徒のいる保護者の皆様へ

## 就学援助制度についてのお知らせ

吉岡町では、町立小中学校に通学する児童生徒がいるご家庭で、経済的な理由で就学費用の負担に心配のある場合、学校生活に必要な費用の一部を援助する制度（就学援助制度）があります。対象となるご家庭に対し学用品や修学旅行費、給食費等を援助しています。そのうち新入学児童生徒に限り、学用品費のみ、今年度より入学前に先行して支給を行います。※新入学対象・通常就学援助制度をご希望の場合は、申請が必要です。



### 1. 新入学就学援助制度

#### 🌸 新入学児童生徒学用品費を先行して支給します 🌸

📎 新入学対象申請期間 📎 配布後 ~ 令和2年1月31日(金)

※締切り後も受け付ける場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

#### 申請方法

『就学援助費交付申請書』に必要事項等を記入・押印し、  
[吉岡町教育委員会事務局](#)（町文化センター内）へ提出してください。

#### \* 提出書類 \*

☆新入学対象就学援助費☆ 新入学児童生徒援助の判定基準は平成30年の収入です。

※ 添付書類については原則必要ありませんが、以下の場合には判定ができませんので、税の申告を必ず済ませてください。申請書を提出した後の申告でも大丈夫です！

◎ お勤め先等で平成30年中に年末調整を行っていない方

◎ 平成31年2～3月に確定申告もしくは住民税申告を行っていない方

※ 該当の方は別途、必要書類を添付してください。

◎ 平成31年1月2日以降に吉岡町へ転入された方

→平成31年1月1日にお住まいの市町村発行の『所得課税証明書』を添付してください。

◆4月以降に通常の援助費を受給希望の場合や、兄弟姉妹がいる場合も、1家族につき1枚の『**新**就学援助費交付申請書』で申請ができます。

なお、通常の就学援助の判定基準は令和元年の収入です。

★ ご不明な点や、その他の援助内容のお問合せは教育委員会事務局学校教育室へ

#### ☆ 新入学対象支給時期・支給金額及び支給方法 ☆

令和2年3月下旬

50,600円（小学校入学児童） 57,400円（中学校入学生徒）

認定された場合、認定通知と振込予定通知を送付後、申請書記載の口座に振り込みます。

## ☆ 注意事項 ☆

### ☆ 収入等の確認について ☆

就学援助費交付申請に伴う要件確認のために必要となる世帯全員の情報について、関係各課に開示請求を行います。（確認が取れない場合は判定ができません!!! → 認定ができない → 支給が遅れる等の状況が生じることがあります。教育委員会事務局から確認連絡を取りますのでご了承ください。）

### ☆ 注意事項1 ☆

令和2年度の就学援助の申請も新入学児童生徒学用品費の前倒し申請書でできます。その際の認定基準は平成31年1月1日から令和元年12月31日の収入を判定基準とします。今年度の確定申告等も必ず済ませてください。

◎ その他の詳細については教育委員会事務局学校教育室にお問い合わせください。

### ☆ 注意事項2 ☆

この制度により各種支払いが免除されるわけではありません。それぞれの費用を期限内に各ご家庭で納入いただき、それに対して、後日支給をおこなうものです。



## 2. 通常の就学援助制度



※通常の就学援助制度については、締切りは令和2年2月28日(金)です。

※締切り後も受け付ける場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

### 申請方法

『就学援助費交付申請書』に必要事項等を記入・押印し、在学する小中学校または[吉岡町教育委員会事務局](#)（町文化センター内）へ提出してください。申請書が必要な方は、各小中学校および教育委員会事務局学校教育室にありますので申し出てください。

### ☆ 支給項目 ☆

\* 限度額支給 \* 限度額に届かない場合は支払った額を支給  
・学用品費 ・校外活動費 ・修学旅行費

\* 定額支給 \*  
・新入学児童生徒学用品費

\* 全額支給 \* ・学校給食費 ・通学費 ・PTA会費  
・児童生徒会費 ・部活動後援会費

### ☆ 支給方法 ☆

支給時期前には振込予定通知を送付後、申請書に記載された口座に振り込みます。（窓口でお渡しする場合があります）

### ☆ 支給時期 ☆

年3回支給 7月下旬、12月下旬、3月下旬  
※ 金額については、後日通知にてお知らせします。

## ☆ 注意事項 ☆

### ☆ 決定時期 ☆

申請に基づいて、定例教育委員会にて審査を行います。認定の可否については定例教育委員会終了後順次通知予定です。

### ☆ 収入等の確認について ☆

就学援助費交付申請に伴う要件確認のために必要となる世帯全員の情報について、関係各課に開示請求を行います。（確認が取れない場合は判定ができません!!! → 認定ができない → 支給が遅れる 等の状況が生じることがあります。教育委員会事務局から確認連絡を取りますのでご了承ください。）

### ☆ 注意事項 ☆

この制度は免除制度ではありません。それぞれの費用については納入期限内に各ご家庭で納入を済ませてください。

## ☆ 共通事項 ☆

### 対象となる家庭 結構重要!!



新入学対象の場合…令和2年4月に吉岡町立小中学校入学予定の児童生徒及び町立小中学校に通うの保護者で、下記の(1)(2)いずれかの条件に該当し、受付期間内に申請手続をして、吉岡町教育委員会が認定した家庭。

- (1) 要保護児童生徒について 児童生徒の保護者が、生活保護を受給している者。  
(なお、保護を受けていなくても保護を必要とする状態にある場合も含む)
- (2) 準要保護児童生徒について
  - ア 児童生徒の保護者が、生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると認められる者。
  - イ 生活保護受給世帯以外の世帯の児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する者で、教育委員会が援助を必要と認める者。
    - (a) 生活保護が停止または廃止になって、現在何も保護を受けていない者。
    - (b) 地方税法に基づく町民税の非課税・減免措置を受けている者。
    - (c) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を支給されている者。
    - (d) 学用品、通学用品等に不自由している児童生徒で、保護者の生活状態が極めて困難と認められる者。
    - (e) 平成30年分(令和元年分)の世帯全員の収入が基準額を下回り援助を必要とする者。

### ◎ 参考 ◎

人数	家族構成	収入基準参考額
2人	父または母・小学生1人	約228万円
3人	父または母・中学生1人・小学生1人	約295万円
4人	父・母・中学生2人	約314万円

※ あくまでも参考例であり、生活保護基準額票の改定や家族の年齢や住まいの状況等により変動します。

その他、ご不明な点は吉岡町教育委員会事務局までお問い合わせください。

\* 制度についての問い合わせ先 \*

吉岡町教育委員会事務局 電話：0279-54-3111 内線(594)